

# 東京大学バーチャルリアリティ教育研究センター メタバースラウンジ協賛事業 協賛金 募集要項

国立大学法人東京大学（以下「本学」）バーチャルリアリティ教育研究センター（以下「VRセンター」）は、東京大学大学院 情報理工学系研究科を責任部局とした連携研究機構です。VRセンターでは、昨今急速に普及が進み商用デバイスやサービスの展開が著しいバーチャルリアリティ技術を分野横断的に研究し、VR分野における国際的なイニシアチブを確立するとともに、VRを活用した先進的教育システムの導入を推進することを目的としています。VRセンターの活動の中では、メタバースでの総長講演、メタバース新歓オリエンテーションの支援、東京大学メタバース工学部と連携した「メタバースをつくろう」の講義等を実施してきました。

VR技術の社会展開の大きな流れの中で、メタバースと呼ばれる技術を含めた潮流が昨今の社会で起こっています。メタバースに関連したVRを含む技術はゲーム等に限らず、今後教育や医療等のあらゆる分野でも発展し、我々の生活を大きく変容させる可能性があります。現在でもバーチャルオフィスやバーチャルイベント、バーチャルショップなどの取り組みが実施されており、これらは今後も大いに活用が進んでいくものと考えられます。しかしながら、多くのプラットフォームやサービスが生まれる一方で、その利用範囲は限定的で、メタバースの実態や未来のビジョンが掴みにくくなっているのが現状です。

そこで、本センターではメタバースの情報提供や取り組みに関する情報共有を行い、メタバースを積極的に活用した未来の社会の在り方について議論するための場として、東京大学バーチャルリアリティ教育研究センターメタバースラウンジ（以下「メタバースラウンジ」）を設立します。

メタバースラウンジではメタバースを構成するVRを中心とした技術を学ぶメタバース基礎講座、メタバースに関する社会応用や先端端的取り組みを実施している方を講師としたメタバース発展セミナー、メタバースやVRの先端的研究開発の発表を見ることができるメタバース公募プロジェクト・コンペティション、ラウンジへの参加者同士がそれぞれの取り組みを紹介したり情報の交換を行うメタバースサロン、メタバースの技術的・概念的な疑問について質問できるメタバースQ&A、VRやメタバースに興味のある学生と交流しながら、参加者と学生、研究者が実際にメタバース空間を作ったり、メタバースの社会実装プランを考えるメタバースプロトタイピング・メタバースミートアップ等のプログラムを通し、多角的な面からメタバースについての情報とビジョンを共有します。

## 1. 協賛事業の目的

東京大学バーチャルリアリティ教育研究センターメタバースラウンジ協賛事業（以下「本事業」）は、メタバースに関連する諸技術を含めた大きな社会潮流の実態や基礎技術、将来のビジョンを産学の垣根を越えて共有するための場を目指します。

## 2. 名称

東京大学バーチャルリアリティ教育研究センターメタバースラウンジ協賛事業

## 3. 募集内容

協賛金:50 万円/年（消費税及び地方消費税別）

#### 4.募集期間

2025 年 2 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

※上記募集期間後であっても随時協賛会員のお申し込みを受け付ける予定です。

#### 5. 事業期間

2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

※本事業は 2028 年度までの 5 年間で予定しております。継続のお手続き、2026 年度以降の追加募集については改めてご案内致します。

#### 6.活動内容と協賛会員受益

- (1) メタバース基礎講座、メタバース発展セミナーへの参加  
協賛会員は、メタバースを構成する VR を中心とした技術を学ぶメタバース基礎講座、メタバースに関する社会応用や先端端的取り組みを実施している方を講師としたメタバース発展セミナーに参加することができます。
- (2) メタバース公募プロジェクト・コンペティション報告会，学生シンポジウムへの参加  
協賛会員は、東京大学バーチャルリアリティ教育研究センターにて実施する公募研究プロジェクトの報告会や学生シンポジウムなどの研究報告会に参加することができます。
- (3) メタバース Q&A  
協賛会員は、VR センターの構成員に対して、メタバースラウンジ HP 内で、VR やメタバースに対する技術的、学術的な質問をすることができます。この Q&A は原則としてテキストとして公開されます。
- (4) メタバースサロンへの参加  
協賛会員は、メタバースラウンジ参加者同士がお互いの取り組みを紹介したり、情報交換を行うためのメタバース空間を利用したり、オンラインイベントにてお話しいただくことができます。
- (5) フォトリアルアバター製作  
協賛会員は、東京大学バーチャルリアリティ教育研究センターで運営しているアバスタジオにてアバターを毎年 1 体製作し、そのアバターを利用する事ができます。
- (6) メタバースプロトタイピング・メタバースミートアップへの参加  
メタバースプロトタイピング・メタバースミートアップは、VR やメタバースに興味のある学生や研究者と一緒に作品づくりをしたり、メタバースの社会実装プランを考えるイベントであり、協賛会員はこれらのイベントに参加することができます。また、取り組みの中で作成したメタバース空間を本学 VR センターとの取り決めの範囲内で利用することができます。
- (7) VR センターは、メタバースラウンジのホームページや活動を通じて、協賛会員が本事業に協賛いただいていることを掲載（または掲示等）します。
- (8) 協賛会員は、事前協議の上、協賛金納付日の翌日から当該年度末日まで本事業に協賛していることを掲載（または掲示等）することができます。

7. 応募資格 本事業の趣旨に賛同する法人。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (3) 社会問題を起こしているもの
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- (6) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (7) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- (8) 政治団体
- (9) 宗教団体
- (10) 前各号によるもののほか、本学の協賛者としてふさわしくないと本学が認めるもの

#### 8. 提出書類

協賛申込書（別紙様式）

#### 9. 協賛金納入時期

協賛申込書受領後、本学より請求書を送付します。協賛者は、請求書記載の期日までに指定の銀行口座へ振り込むものとします。

#### 10. 協賛の解除

協賛者が応募資格を欠くことになったとき、または信用失墜行為等に伴い本事業のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、本学は協賛の解除をできることとします。また協賛者の事情等により協賛の継続が困難となった場合は、1 ヶ月以上前に書面で協賛解除を申し出て下さい。なお、お支払いただいた協賛金は返還いたしません。

#### 11. その他

本事業終了年度末時点での残金は VR センターの寄付金として、VR センターにおける関連技術分野の発展と人材育成に関する活動のために利用させていただきます。

問合せ先：東京大学バーチャルリアリティ教育研究センター

電話：03-5841-0836（活動内容についてのお問い合わせ）

Email：（質問全般）[lounge-info@vr.u-tokyo.ac.jp](mailto:lounge-info@vr.u-tokyo.ac.jp)

提出先：（PDF）メタバースラウンジ担当窓口 Email：[lounge-info@vr.u-tokyo.ac.jp](mailto:lounge-info@vr.u-tokyo.ac.jp)  
（原本）〒113-8658 東京都文京区弥生 2-11-16 情報基盤センター浅野本館 204  
東京大学バーチャルリアリティ教育研究センター  
電話：03-5841-0836